

新居浜市ごみ処理基本計画 令和8年3月中間見直し の概要

計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもので、ごみに関する部分と生活排水に関する部分とから構成されています。

ごみ処理基本計画は、市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針とし、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

主な見直し事項

- ・第六次新居浜市長期総合計画（中間見直し）に対応
- ・排出抑制及び減量の新たな取組
- ・令和4年10月からの一部有料化
- ・個別計画の盛り込み
 - にいはま食品ロス削減推進計画
 - にいはまプラスチック資源循環戦略

本計画のごみ減量目標

ごみを減らすことは、

- ①地球温暖化防止、天然資源の確保
- ②処分場の延命化
- ③ごみ処理コスト削減 につながります。

本計画の目標名	R6実績値	減量目標	R12目標値
年間排出量 (集団回収量を除く)	36,697 t	約14.4%減	31,429 t
1人1日当たりのごみ排出量 (集団回収量を除く)	890 g	64 g 減	826 g
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く)	523 g	36 g 減	487 g
リサイクル率 (資源化量÷年間排出量)	11.3%	4.8%増	16.1%

計画の期間

R3年度～R12年度の10年間（令和7年度中間見直し）

ごみ処理基本計画の基本理念

「全市民参加で、地球環境にやさしく、持続可能な資源循環型社会の構築を目指します。」

ごみ処理基本計画の基本方針

ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)に努め、ごみの減量を図り、再資源化(リサイクル)を推進するため、資源ごみ集団回収の推進や適正な分別種類の検討、食品ロス削減の啓発の強化等に取り組みます。超高齢化社会をふまえ、収集方式の見直しやごみの有料化について検討します。

適正で安定的なごみ処理体制の確立のため、処理施設の安定稼働、災害に備えた廃棄物処理体制整備等に取り組みます。

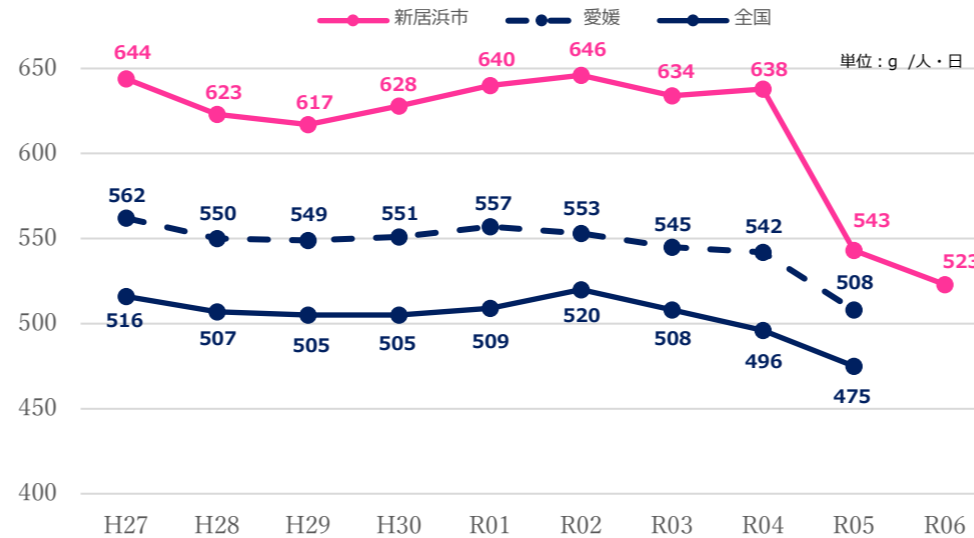
将来に向けたごみ処理施設の広域化・集約化・民間活用・高効率なエネルギー利用等の視点を加えた施設再編等の検討に取り組みます。

本市の現況と課題

(1) 排出抑制と減量化の現況と課題

- ・家庭系ごみの排出量（1人1日当たり）が全国平均に比べて多い。など

▶家庭系ごみ1人1日あたりごみ量（集団回収・資源ごみを含まない）



本計画における主な取組

(1) 排出抑制と減量化に関する取組

- ・生ごみ処理容器やダンボールコンポスト、食品ロス対策、ごみ有料化検討、大型ごみ戸別収集手数料見直し検討
- ・ごみカレンダー、ごみ大辞典、SNS等啓発強化
- ・資源ごみ集団回収、容器包装以外のプラスチックごみの収集・処理方法の検討 など

(2) 収集運搬に関する取組

- ・自治会のステーション管理支援、ボックス・監視カメラ設置補助の検討
- ・利便性や安全性に配慮した分別区分の見直し検討
- ・展開検査、ごみパトロール強化
- ・ごみステーションの再編等収集員の作業環境改善 など

(3) 処理に関する取組

- ・適正・安定的処理のための施設保全や延命化対策
- ・広域化・民間活用等の視点での処理施設再編 など

(4) 環境美化の取組

- ・不法投棄防止、一斉清掃やボランティア清掃の支援
- ・空地の所有者等への啓発指導 など

(5) 災害廃棄物対策の取組

- ・災害廃棄物処理対策強化、広域的連携